

消防予第 108 号  
平成 9 年 6 月 6 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

## 消防法施行規則第 3 条第 5 項の対象となる防火対象物の要件を定める告示及び消防計画に定める防火上必要な教育に関する事項のうち防災センター要員に対するものを定める告示の改正について(通知)

消防法施行規則第 3 条第 5 項の対象となる防火対象物の要件を定める件の一部を改正する件(平成 9 年消防庁告示第 6 号)及び消防計画に定める防火上必要な教育に関する事項のうち防災センター要員に対するものを定める件の一部を改正する件(平成 9 年消防庁告示第 7 号)が平成 9 年 6 月 6 日に公布され、同年 10 月 1 日から施行されることとなった。

今回の改正は、消防用設備等に係る操作盤を設ける防火対象物の要件を定める件(平成 9 年消防庁告示第 1 号)、操作盤の基準を定める件(平成 9 年消防庁告示第 2 号)、操作盤の設置免除の要件を定める件(平成 9 年消防庁告示第 3 号)の施行等を踏まえ、防災センター要員講習の受講対象となる防災センター要員を置く防火対象物の追加等を行ったものである。

貴職におかれては貴管下市町村にこの旨示達され、下記事項に留意の上、その運用に遺憾のないよう御指導願いたい。

### 記

第 1 消防法施行規則第 3 条第 5 項の対象となる防火対象物の要件を定める件(平成 6 年消防庁告示第 9 号(以下「告示 9 号」という。))の改正に関する事項

(1) 第 4 号イの中央管理室について総合操作盤その他これに類する設備が設けられているものに限ることとしたこと。

建築基準法第 34 条第 2 項に規定する建築物又は各構えの床面積の合計が千平方メートルを超える地下街において、機械換気設備の制御及び作動状況の監視、空気調和設備の制御及び作動状況の監視、排煙設備の制御及び作動状況の監視並びに非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の作動及びかご内との連絡が複数の居室において分担して行われ、かつ、当該居室のいずれかに総合操作盤その他これに類する設備が設けられている場合には、第 4 号イに該当するものとして取り

扱って差し支えないこと。

なお、建築基準法第 34 条第 2 項に規定する建築物には、同法施行令第 129 条の 13 の 2 各号に掲げるものが含まれないことに留意すること。

(2) 平成 9 年消防庁告示第 1 号により、消防法施行令別表(以下「令別表」という。)第 1(1)項から(16)項までの防火対象物で地階を除く階数が 11 以上であり、かつ、延べ面積が 1 万平方メートル以上のもの及び地階の床面積の合計が 5 千平方メートル以上のものが操作盤の設置対象とされたことを踏まえ、次の改正を行ったこと。

ア 第 3 号の防火対象物の地階を除く階数を 11 以上に、延べ面積を 1 万平方メートル以上にそれぞれ改めたこと。

イ 防災センター要員講習の受講対象となる防災センター要員を置く防火対象物として、令別表第 1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、地階の床面積の合計が 5 千平方メートル以上のものを追加したこと(第 5 号関係)。

第 2 消防計画に定める防火上必要な教育に関する事項のうち防災センター要員に対するものを定める件(平成 6 年消防庁告示第 10 号(以下「告示 10 号」という。))の改正に関する事項

(1) 「防災設備等」を「消防用設備等その他これらに類する設備等」に改めたこと。

なお、この改正は用語の定義の整備に伴うものであり、この改正による運用上の変更が生じるものではないこと。

(2) 改正後の告示 9 号第 3 号に定める防火対象物(同告示第 4 号に定めるものを除く。)で地階を除く階数が 14 以下であるもの若しくは延べ面積 3 万平方メートル未満であるもの又は同告示第 5 号に定める防火対象物(同告示第 1 号、第 3 号又は第 4 号に定めるものを除く。)に係る防災センター要員のうち、改正後の告示 10 号に基づく講習を受講していない者については、平成 13 年 9 月 30 日までの間に当該講習を受講しなければならないとしたこと。

この改正は新たに受講対象となる防火対象物の防災センター要員についての受講期限を平成 13 年 9 月 30 日としたものであり、従前より講習の対象としているものについては受講期限が延長されたものではないこと。

第 3 施行期日に関すること

(1) これらの告示は、平成 9 年 10 月 1 日から施行することとしたこと。

(2) これらの告示の施行の際に、第 2(2)に掲げる防火対象物において現に届出のあった消防計画については、平成 11 年 3 月 31 日までの間は、消防法施行規則第 3 条に基づき届け出られたものとみなすこと。したがって、新たに同条の対象となる防火対象物の防火管理者は平成 11 年 3 月 31 日までに消防計画の変更の届出を要するものであること。